

秋田県告示第194号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、秋田県資源管理方針（令和2年秋田県告示第483号）の一部を次のように改正したので、同条第10項において準用する同条第6項の規定に基づき公表する。

令和8年3月27日

秋田県知事 鈴木健太

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>秋田県資源管理方針</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>(1)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 漁獲量等の情報は、<u>法第26条第1項若しくは第2項又は第30条第1項若しくは第2項の規定</u>による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ適切なタイミングで報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けて情報を活用していくこととする。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>7～8 (略)</p> <p>(別紙1-1)～(別紙1-3) (略)</p> <p>(別紙1-4)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>秋田県くろまぐろ（大型魚）漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。</p> <p><u>陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日</u> <u>は算入しない。）</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>秋田県資源管理方針</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>(1)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 漁獲量等の情報は、法第26条第1項 _____ 又は第30条第1項 _____ の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ適切なタイミングで報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けて情報を活用していくこととする。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>7～8 (略)</p> <p>(別紙1-1)～(別紙1-3) (略)</p> <p>(別紙1-4)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>秋田県くろまぐろ（大型魚）漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。</p> <p>ア <u>当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）</u> <u>陸揚げした日からその属する月の翌月の10日</u> <u>日まで</u></p> <p>イ <u>知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）</u> <u>陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日</u> <u>は算入しない。）</u></p> <p>3 (略)</p>

4 (略)

5 その他資源管理に関する重要事項

(1) 知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(2) 法第26条第2項の規定に基づく特別管理特定水産資源について

くろまぐる(大型魚)は法第26条第2項の農林水産省令で定める特別管理特定水産資源である。

(別紙1-5)～(別紙1-8) (略)

4 (略)

5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-5)～(別紙1-8) (略)